

あおば学園保育士（育児休業代替（会計年度任用職員））募集要項

項 目	内 容
1 職名	あおば学園保育士（育児休業代替（会計年度任用職員））
2 募集人数	1名
3 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第2号
4 任用期間	<p>採用日から令和6年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>※ 育児休業期間を限度とする代替の任用のため、育児休業取得者が予定より早く復職等する場合は、任用期間満了前に解職になります。育児休業期間が延長される場合は、同一年度内に限り、任用期間を更新する可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要なくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）</p>
5 勤務職場	児童発達支援センターあおば学園
6 職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい児等への直接支援、集団療育等 ・その他、児童発達支援センターあおば学園の運営に関する業務
7 応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けていること。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	<p>週38時間45分勤務（週5日勤務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日：8時30分から17時00分まで ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：無） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
10 休憩時間	45分
11 休暇等	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。</p> <p>(2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）</p>
12 給料額	<p>月額186,136円～210,834円（地域手当込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の同種同等の職務に従事する会計年度任用職員としての経験年数に応じて、経験加算あり。（上限あり） ・常勤職員と同様に通勤手当及び特殊勤務手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を当月の21日に口座振込により支給
13 社会保険	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入（又は市町村職員退職手当条例適用） 有</p> <p>※ 市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外</p>

	となります。
14 応募方法等	<p>申込書類を下記問い合わせ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p>(1) 申込書類 会計年度任用職員申込書、保育士証（コピー）</p> <p>(2) 申込期間 随時募集中</p> <p>※ 持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時15分まで</p>
15 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考及び面接選考 ・面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
16 問い合わせ	<p>下記担当宛てお問い合わせください。</p> <p>草加市役所子ども未来部子育て支援センター 住所：〒340-0041 草加市松原 1-3-1 電話： 048-941-6791 担当：市川、巻島</p>